

伊藤（信）委員 自由民主党の伊藤信太郎でございます。

まず初めに、今回の三陸南地震で被害に遭われた皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

今回の宮城沖を震源とするマグニチュード七の三陸南地震では、宮城、岩手両県で重軽傷者百七十名以上、宮城県だけで建物被害五百五十五棟以上、地すべり、落石、農地の崩落、液状化、新幹線の橋脚剥離、道路の亀裂、陥没、断水、停電など、宮城県の被害総額の推定は三十三億を超えて多岐にわたる大きな被害が発生いたしました。また、行政や民間の情報網も、この地震の前後から大変混乱し、その多くが正常に機能しなかったという事実がございます。

私は、五月三十一日土曜日から六月一日日曜日にかけて、このたび三町合併して誕生したばかりの加美郡加美町と松島町の被災地を視察しまして、現地の被害状況の撮影をするとともに、関係者の話を多く聴取してまいりました。その結果、今回のことは、災害時における縦割り行政の弊害の実例等、多くの教訓を示していると思います。

本日は、その具体的事例から帰納的に今後の地震対策の問題点を探り、国の地震調査委員会が公表した数字によると、二〇三〇年までに九八%の確率で発生すると言われている宮城沖地震に対しての対策に関して、政府に質問したいと思います。

まず第一でございますけれども、松島には国宝の瑞巖寺がありますが、今回、この国宝の瑞巖寺では、地震により、本堂の外壁、松の間、室中孔雀の間、上段の間、上々段の間、菊の間、廊下等で、また埋木書院、大書院で壁の剥落、ひび割れ、柱のずれ等、損傷が二十カ所以上にわたっております。

全部お見せできないんですけれども、一部、これは外壁のところでございますけれども、その寄ったものがこの写真になって、ごらんいただけますでしょうか。中は、あちこちこういうふうに壁がひび割れたり、剥離しております。

国宝がこのような形で損傷を受けるということは非常に痛々しいわけでございますが、前回の宮城の地震では、文化庁の予算がなかったために寺が自力で修復を行って、そのときの損傷は、崩れたところにしっくいをつけて上塗りするというような、いわゆるパッチワーク的な修復になったために、結果としてぶちになったり、日時とともにずれが生じて、国宝の風格を落とす大変残念な結果となっております。

その上で、今回また地震が起きて損傷が起きたわけで、国宝の名を辱めるような状況になっていると思いますが、こういう国宝の被害に対して、修復費の国庫負担というのが考えられるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

木曾政府参考人 国宝、重要文化財等のいわゆる指定された建造物の修復事業についてでございますが、一般的に、地震あるいは台風等により被害を受けた場合の災害復旧事業につきましては、その経費が多額に及ぶ場合、国庫補助を行っているところでございます。

伊藤（信）委員 ありがとうございます。

一方、加美町の方には、縄文芸術館というところがありまして、ここに縄文の土器がたくさん陳列されていたわけです。てぐす等で縛っていたわけですが、七〇%、

五十個程度の土器が破損して、直すのに約一年ぐらいかかると言われております。

このように、まだ文化財等に指定されていない市町村や民間の持つ芸術作品や文化財、出土品の地震による損傷、修復、復元に対する助成というものはあるのかなのか。また、これから地震が来る可能性が大変高いので、ふだんより、どのような形で陳列したり保存すれば地震による被害が最小限で済むかというようなアドバイスが行われているのかどうか、お伺いしたいと思います。

木曾政府参考人 まず、一般的に、防災についてのアドバイスでございますが、美術工芸品等の文化財につきましては、平成九年六月に、「文化財の防災に関する手引」というものを文化庁は作成いたしまして、収集、保管、展示、公開に当たっての災害対策を具体的にマニュアル化して周知を図っているところでございます。

また、御指摘の加美町の縄文美術館の土器の修復についてでございますが、残念ながら、国指定の文化財ではないということから、国の補助制度は現在のところございません。

伊藤（信）委員 次に、教育関係の施設についてお伺いしたいと思います。

同じく加美町の小野田中学校体育館では、ステージの天井に破損が起き、小野田体育館では外壁が剥離してこのように落ちております。この横はゲートボール場にもなっているわけです。今回、地震発生が運よく夜の六時二十四分だったので通行者がいなかったわけですが、これが在校中である、あるいはゲートボールで市民の方がプレーしているときであれば、死傷者が出たという可能性は非常に高いわけでございます。

したがって、このような教育関係の施設あるいは市民が利用する施設に関して、教職員、生徒、住民に対する避難の指導、訓練というのはふだんからどのように行われているのか。また、このような修復に対する国からの補助はあるのかどうか。そしてまた、これから九八%の可能性で二十七年の間に起きると言われていますので、教育関連施設の耐震構造へのプログラムというのはどのような年次で進んでいるのかをお聞かせ願いたいと思います。

萩原政府参考人 学校施設の被害及びその復旧費のお尋ねでございました。

今回の地震による学校施設の被害でございますが、六月二日現在で、宮城県におきましては三百七十七校が被害を受けているという報告を受けております。その被害状況につきましては、壁の落下、亀裂、窓ガラスの破損、水道管の破裂などの被害であると報告を聞いております。

委員御指摘のように、小野田中学校におきましては、体育館のステージの上部のいわゆるブドウ棚と言われる支持するはりに一部欠損が出ているという報告を受けております。

こういった地震による被害を受けた公立学校施設につきましては、迅速な復旧が図られるよう、設置者からの申請により、原則として復旧事業費の三分の二の国庫負担をしているところでございます。今回の地震に関しましても、設置者より事業計画の提出があり次第、文部科学省としても早急に現地調査を実施しまして、災害復旧が円滑に、かつ迅速に行われるように万全を期していきたいと考えております。

それからもう一点、安全に対する避難訓練等でございますけれども、文部科学省では、地震などの災害時における児童生徒や教職員の安全確保について、各学校において学校防災に関する計画を作成していただき、これに基づく避難訓練を行うよう指導しているところでございまして、学校における防災管理及び防災教育の充実に努めていきたいと考えているところでございます。

なお、平成十一年に、文部科学省、当時文部省でしたけれども、調査した結果がございまして、財団法人日本交通安全教育普及協会、こういうところに委嘱しまして、防災訓練等の実施に関する調査を行いました。その結果では、平成十年度中に地震に係る防災訓練をした学校につきましては、小学校が九五・一%、中学校が八一・四%と、多くの学校で自主訓練がされているということでございます。

防災における児童生徒や教職員の安全確保が十分図れるよう、さらに指導に努めていきたい、このように考えております。

伊藤（信）委員 今度は通信関係の件についてお伺いしたいと思います。

今回、地震の発生直後から携帯電話が約四時間通話不能になった模様であります。このことに対する対処が、これは民間の電話会社もあるので、直接じゃないかもしれませんが、どのような指導が行われているかという点と、それから、一部の市町村では防災無線が機能しなかった、また防災無線がされなかったということがありました。このことに対してどのような行政指導が行われているのか、お伺いしたいと思います。

有富政府参考人 今回の宮城沖での地震におきまして、被災地域内外から発信されます一般の利用者の方の固定電話及び携帯電話からの通話に対しましては、電気通信事業者が規制をいたしましたので、非常に電話がつながりにくくなったという状況があったということでございますが、これは、特に携帯電話でありますと、一時的には八〇%を超える規制を行ったというような報告を受けております。

これは、一つには、通常の何十倍もの通話が災害時に起こりますので、そういったしますと、ネットワーク全体に大きな支障を与える、これを避けなきゃならないというのが一つでございます。もう一つは、一一〇番とか一一九番といった緊急通報、あるいは消防、気象庁などの災害関係機関が行う通信、こういった重要通信を確保するために、今申しました一般通話に対する規制というものが必要だということでございます。

特に、携帯電話でありますと、周波数の制約がございますので、大幅な規制を行うということはやむを得ないというふうに思っておりますが、先生今お尋ねのとおり、つながらないという状況をどう早く解消するかということにつきましては、日ごろから、一つには、電気通信事業者等に対しまして、ふくそうを回避する手段としてのN T Tの災害伝言ダイヤルの利用であるとか、あるいは通信規制を受けない公衆電話の利用、こういったものの周知をしっかりと利用者に図りたい、そして国民に理解を求めていきたい、こういう観点で指導をし、協力を求めているところでございます。

石井政府参考人 お答え申し上げます。

防災行政無線についてでございますけれども、これは災害時に住民に情報を伝達す

るために極めて有効な手段ということでございますが、いざというときに機能しないということでは困りますので、常日ごろからの維持管理、機能確認を行うことが重要であります。

今般の地震で、先生御指摘のように、一部の市町村で同報無線が機能しなかったということではありますが、当該市町村からは、地震動でバッテリーの配線が一部断線したのではないかというふうに伺っておりますけれども、現在、その詳細な原因を当該市町村で調査していただいております。

今後、その調査結果等も待ちまして、同報無線の維持管理のあり方等につきまして、必要な指導をしっかりとまいりたいと思っております。

伊藤（信）委員 地震発生時、宮城県のホームページが翌日の午後二時半まで被害状況が掲載されなかった、しかも、そのとき、初めての掲載なのに、第五報と書いてあって、その情報自体は当日の午前五時半という古い情報だったわけですね。

電話等が通じない場合、インターネットの活用というのは非常に重要なわけですが、こういう件に関して総務省は県にどのように指導しているか、お伺いをしたいと思います。

石井政府参考人 お答えいたします。

宮城県では、今御指摘がありましたように、地震発生の翌日である午後二時半過ぎに、ホームページに県内の被害状況を初めて掲載したという結果になっております。

災害時におきましては、当然、住民等関係者に被害情報をできるだけ迅速かつ確実に伝達することが必要でございますので、そのための手段としては、適宜記者発表等を行うほか、ホームページ等に掲載することも重要だと考えております。

大規模災害時には、各地方団体は、実際の災害応急活動に加えまして、災害情報の収集ですとか関係機関への伝達ですとか、どうしても極端に多忙な状況になります。そこで今回のようなことも起こるわけですが、各地方団体において、災害応急活動でありますとか、災害情報の収集、関係機関への伝達を行う担当者とは別に、災害情報の広報を担当する職員をあらかじめ定めておく、そして情報提供体制をしっかりと整備していくということが必要だと思っております。

私どもとしますと、各地方団体、当然、適切に対応していただけるものと思っておりますけれども、このようなこともありましたので、消防庁といたしましても、各地方団体に、こうした災害の際に、記者発表等はもちろんですけれども、ホームページ等への災害情報の掲載、あるいはその情報の更新もなるべく早くするといったようなことで、しっかりと対応していただくように、今後もいろいろな機会に、会議等もございまして、しっかりと徹底してまいりたいと思っております。

伊藤（信）委員 次は道路についてお伺いいたします。

加美町漆沢の町道役場・切込線が、橋のそばで陥没したのが、これは写真でございまして、一方、宮崎のゆうらんどへの県道というのはすぐ修復されているんですね。五月三十日現在でも、全面通行どめになった道路二十四本のうち、国道、県道は五本とも修復が終わっております。ところが、市町村道の方は、十九本のうち、七本を除く十二本が、きょうの段階でまだ全面通行どめでございます。

行政の立場からいうと、道路管理者が違うということでありませけれども、住民の立場から見ると、別に、県道でも町道でも、使うという意味の必要性は変わらないわけですね。ですから、役所の論理で修復の期間を変えるのではなくて、災害復旧の際は、国が緊急避難的に、一元的に、いち早く復旧工事をして、後に合理的計算で、国、県、市町村が費用分担をするというスキームが必要かと思いますが、この件についてのお考えをお伺いしたいと思います。

鈴木政府参考人 河川、道路等の公共土木施設の災害復旧につきましては、一定の基準を満たすものは、再度災害の防止と地域の安全性の確保のため、応急工事を含めて、被災箇所の復旧を可能な限り、しかも県、国、市町村などの管理者の違いによらず、迅速かつ円滑に進められるよう、制度的に措置されているところでございます。

したがいまして、市町村は、国や県の判断を待つまでもなく、必要だと判断すれば被災後直ちに復旧工事また応急工事、必要に応じてそういったことを実施することができて、この場合においても、費用については事後的に措置することが可能だということになっております。

ただ、今回のケースがどうかということは別としまして、現実には、市町村においてはその制度の運用の習熟に若干の違いがあったりして、県という単位で見れば毎年災害が来るんですが、市町村によっては何年に一回とか十年に一回というようなケースもあるわけございまして、そういった対応のおくれが見られる場合もあるのも事実でございます。

こういったことを防ぐために、宮城県においては、市町村においても迅速な対応を図れるように、市町村職員も対象とした災害復旧事業担当者会議、あるいはそれに関する実務者研修というものを毎年実施されているところでございます。国においても、こういった迅速な復旧が図られるよう、県等からの相談に応じ、助言を行ってまいります。

国が一括してやれないかということでございますが、これは、数、事務処理能力からして、国が全部一括ということは到底かなわないわけございまして、そういった市町村、県において迅速に災害復旧がなされますように、私どもとしても最大限助言等を行ってまいりたいと考えております。

伊藤（信）委員 今回の地震で起きたいろいろなことを勘案すると、起きる可能性が非常に高い宮城県沖地震に関する専門調査会の設置というものが必要だと考えるわけですがけれども、防災担当副大臣の考えはいかようでしょうか。

米田副大臣 お答えをいたします。

想定される地震の規模や態様に応じまして、それに対処してまいる枠組みというもののが構築されているわけでありませ。東海地震や東南海、また南海地震は、極めて広域、そして甚大な被害が想定されることから、全国的な見地から広域防災計画を検討しなくちゃならない。そのために専門調査会を設置するというところで、これまで設置がされまして、検討が進められてまいりました。

さて、各地域における地震防災対策でありまするが、阪神・淡路大震災の教訓で、全国どこででも地震が起り得る、こういう認識に立ちまして、地震防災対策特別措置

法が制定をされました。この特措法は、都道府県知事が地震防災施設整備の五カ年計画を作成して、その推進に努めてきていただいておりますが、国としてもそれに対して必要な支援を行う、こういう枠組みになっております。

お尋ねの、宮城県沖地震についても専門調査会を設置すべきではないかという御意見でございますが、宮城県沖地震対策は、その被害規模が限定的であることから、ただいま申し上げたこの地震防災対策特別措置法の枠組みで対応してきている、こういうことでございます。

なお、宮城県沖地震や三陸沖地震などの日本海溝沿いで発生する海溝型地震全体につきましては、地元からの要望も踏まえまして、国としても、知見を蓄積し、防災対策の検討を進めることは重要であると認識をしております。

伊藤（信）委員 時間になりましたが、最後に一問だけ大臣にお伺いします。

規模の話が出ましたけれども、一応県の推定では、死者千二百名以上、負傷者五万名以上、建物全壊一万八千棟以上と想定されているわけですね。ですから、私は、宮城県沖地震対策の特別措置法の早期制定が必要だと考えますが、鴻池防災担当大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

鴻池国務大臣 ただいま米田副大臣が御答弁申し上げました考え方と沿っておるわけございまして、宮城沖地震というものは、私は化学、物理学は苦手でございますけれども、比較的限定されているというふうに聞いております。そういった中で、今後、近い将来、科学的なものでいろいろな予知と申しますか、そういうものがとらえられるようになれば、これは当然検討すべきものだと考えておりますけれども、ただいまのところは、地震防災対策特別措置法ということで、県の御調査あるいは施策について国はバックアップをしっかりとっていく、こういうところでございます。

伊藤（信）委員 質問を終わります。ありがとうございました。